

三春町子ども読書活動推進計画

(第三次)

令和2年3月

三春町教育委員会

目 次

第1章 三春町子ども読書活動推進計画（第三次）の策定にあたって	2
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画期間と対象	
第2章 これまでの取組みと課題	3
1 第二次計画における基本方針と取組み	
2 第二次計画期間における課題	
第3章 基本方針	4
1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
2 子どもの読書環境の整備・充実	
3 子どもの読書活動に関する家庭・地域・学校等における連携の推進	
第4章 子ども読書活動の推進のための方策	4
1 家庭・地域における取組み	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 図書館における子どもの読書活動の推進	
(3) 児童生活センターにおける子どもの読書活動の推進	
(4) 子どもや保護者が集う施設における子どもの読書活動の推進	
2 学校等における取組み	
(1) 保育所、幼稚園における子どもの読書活動の推進	
(2) 学校における子どもの読書活動の推進	
第5章 計画の推進体制	9
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	10

第1章 三春町子ども読書活動推進計画(第三次)の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえでも大切なものです。

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、更に、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され基本となる方針が示されました。現在は、平成30年4月に第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されております。県においては、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」、平成22年3月には「福島県子ども読書活動推進計画(第二次)」、平成27年2月には、「福島県子ども読書活動推進計画(第三次)」が策定されました。

このような中、三春町では、平成19年度に「三春町子ども読書活動推進計画」を策定し、平成24年度からは、「三春町子ども読書活動推進計画(第二次)」に基づき、家庭、地域、学校などでそれぞれの役割を果たしながら、各種事業を展開してまいりました。また、平成27年4月に制定された「第7次三春町長期計画」において、生涯学習・文化・スポーツ分野の中で生涯学習・文化環境の充実に取り組んできました。

子どもの読書活動は、子どもたちの豊かな心を育むことはもちろん、地域全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは重要なことでもあります。これらの趣旨を踏まえ第二次計画の内容を見直し「三春町子ども読書活動推進計画(第三次)」を策定することとしました。

今後は、この計画に沿って、子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたり望ましい読書習慣を形成させるべく、家庭・地域・学校などがそれぞれの役割を担って子ども読書活動を行えるよう環境を整備し、総合的な施策を推進していきます。

2 計画期間と対象

本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3年間とします。対象は子ども(おおむね18歳以下の者をいう。)とします。

第2章 これまでの取組みと課題

1 第二次計画における基本方針と取組み

第二次計画では、次のとおり基本方針を設定しその実現に向けて、基本方針ごとに、家庭・地域における取組み、学校等における取組みについて、具体的に推進事項を掲げ事業を推進してまいりました。

基本方針と主な取組み例

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

図書館では、幼児と保護者向けに絵本とわらべ唄、低学年向けのおはなし会の開催、保育所、幼稚園、小学校などでの出前おはなし会（読み聞かせ）の開催、学校においては朝の読書活動の推進に努めました。各家庭では子どもへの本の読み聞かせなど、子どもが本に興味を持つよう努めました。

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

図書館では、児童図書の実数を増やすとともに、保育所、幼稚園、学校等への巡回文庫の定期配本と巡回図書の更新、児童図書ミニ展示コーナーの設置などを実施。学校図書館では資料整理と計画的な図書収集に努めました。

(3) 子どもの読書活動に関する家庭・地域・学校等における連携の推進

図書館では、館内チラシや広報誌による新着本や各種行事の紹介や、ホームページの充実等、地域の方が図書館に関心を持つように努めました。

また、保健センターで行われている3、4ヶ月児健診の際に、ブックスタート事業を実施し、絵本の読み聞かせや絵本をプレゼントするなど、子どもや保護者が集う施設における啓発活動に努めました。

各小学校では、図書館見学の機会を設けたり、中学校・高校では、生徒・学生が職場体験で図書館業務を体験するなど、教育施設と図書館の連携に努めました。

2 第二次計画期間における課題

読書活動の推進は、子どもの健全な人格形成にとって大変重要なことであり、図書館や学校等では、国語力の向上のためにも、大切な活動であることを普及・啓発しながら、広報等で家庭や地域に働きかけを行ってきました。しかしながら、県で実施している読書に関する調査の結果を見ると読書量の増加傾向は見られるものの、十分な成果が表れているとはいえません。

そのためには、子ども読書活動の出発点である家庭と地域、図書館、学校等がより連携して、社会全体で読書に対する理解を高めることが必要です。

第3章 基本方針

1 基本方針

子どもが心身ともに健やかに成長することは、保護者の願いであり、また健全育成を図ることは、社会の責務であります。

三春町教育委員会の基本理念に掲げている「豊かな文化の創造とあすを担う町民の育成のため、誰もが、いつでも、希望する内容の学習ができるよう学習機会の充実や場の確保」の実現のため諸条件の整備・充実を目指しており、すべての子どもがいつでも、どこでも、自主的に読書活動ができるように、次の3点を基本方針とします。

【基本方針】

- 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- 2 子どもの読書環境の整備・充実
- 3 子どもの読書活動に関する家庭・地域・学校等における連携の推進

計画の取組みにあたっては、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭・地域・学校等が協力し合って積極的に子どもが読書活動を行えるよう、環境の整備・充実に努めます。また、読書活動を進めるにあたっては、家庭・地域・学校等の連携を推進し、地域や学校等でのおはなし会にはボランティア等の協力を得ながら、積極的に対応し、読書習慣の普及・推進体制の充実を図ります。

第4章 子ども読書活動の推進のための方策

子ども読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等の社会全体での連携した取組みがきわめて重要です。

1 家庭・地域における取組み

(1) 家庭における取組み

家庭における子どもへの本の読み聞かせは、子どもが本の楽しみを味わい、読書習慣を形成する基盤となります。幼いときからお話を聞く体験は、子どもの言葉と心の発達に大きく影響するだけでなく、豊かな人間性を育む上でも重要です。

身近にいる保護者が読書の重要性を認識し、共に読書をしたり、読書に親しめるよう読み聞かせをしたりして、読書に接する機会や環境づくりに努めることが必要です。

子どもが好きな本について話し合うなど、それぞれの家庭での本についての情報を共有することが大切です。

また、図書館や学校等の読書活動に関する情報の活用や行事等に親子で積極的に参加することが望まれます。

家庭において子どもが本と出会い、読書習慣の基盤が作られるよう、保護者から子どもへの積極的な働きかけが望まれます。このため、保護者への家庭における読書活動の働きかけの推進に努めます。

【具体的な取組み例】

- ◇ 親子読書時間と読み聞かせの時間づくり
- ◇ いつも本に触れられる環境づくり
- ◇ 身近な図書館・地区館図書室の活用
- ◇ 読書行事への親子参加
- ◇ ノー・ディスプレイ運動の推進
- ◇ 家庭内15分間読書の実践
- ◇ 図書館、学校、保育所、幼稚園等からの本についての情報の積極的な活用
- ◇ 図書館や地区館図書室、地域文庫など、本のある施設の積極的活用

(2) 図書館における取組み

図書館は、子どもが様々な本と出会える場であり、自主的に読書を楽しむための多様なサービスを受けられる場所です。

子どもたち一人ひとりの要望に応えられるよう図書や新聞など幅広い資料の収集や、見やすく探しやすい書架づくりに努め、数多くの本に触れる機会を提供します。また、図書館の仕事を知ってもらうことで、図書館に対する理解を深め、より多くの利用につながるよう努めます。

さらに「おはなし会」や「絵本とわらべ唄」などの行事を通して図書館に足を運ぶことにより、図書館を身近に感じ、文学、科学、芸術、歴史などの様々な分野の本に触れ、新しい発見をし、幅広い読書活動に親しむ機会や空間を提供します。

また、学校等との連携を図り、各種学習への支援や、子どもたちの趣味・関心に応えるカウンターでのレファレンス（相談・調査）サービスに努め、子どもたちと本を結ぶ手助け支援に努めると共に、保護者に対しても子どもの読書活動への働きかけの推進を図ります。

本町には、町民図書館と地区に5つの地区館図書室があります。子どもの読書活動を支援するために、パソコンや携帯電話からのネット検索を可能にし、利用しやすい環境の整備に努めています。

図書館職員については、親しみやすい雰囲気づくりなどに努め、資質の向上を図り、子どもの読書活動の支援ができるよう努めます。

【具体的な取組み例】

- ◇ 館内おはなし会の開催
- ◇ 出前おはなし会（小学校、保育所、幼稚園、育児サークルなど）の開催
- ◇ 図書館フェスティバル（特別おはなし会など）の開催
- ◇ 団体貸出（10人以上で構成する団体への貸出）の促進
- ◇ 巡回文庫貸出（小学校・保育所・幼稚園・児童生活センター等への定期的配本）
- ◇ 児童図書 の 充実
- ◇ 各コーナーの設置（子ども向け郷土資料・課題図書 の 展示・図書検索・季節ごとのミニ展示）
- ◇ 児童図書リクエスト、予約受付
- ◇ 図書館ボランティアの発掘・養成
- ◇ 地区館図書室等各施設との連携強化
- ◇ 施設見学、職場体験の受け入れ
- ◇ 教職員向け図書館利用案内の配布
- ◇ 学校等への児童書新着本案内の配布
- ◇ ホームページの充実
- ◇ 広報誌による新着本やおはなし会などの行事紹介

（3）児童生活センターにおける取組み

児童生活センター内わんぱくクラブや地区の児童クラブでは、専門職員が配置され、子どもたちが学校帰りに、様々な催しや行事を通し楽しく元気に友達と仲良く集団生活をしています。諸行事の中に読書活動に関する要素を取り入れ、子どもが読書に興味を抱くような環境整備・充実に努めます。

また、放課後子ども教室の「まほらっこ教室」でも出前おはなし会や近くの地区館図書室や文庫を利活用した読書活動を推進します。

【具体的な取組み例】

- ◇ 町民図書館の利活用促進
 - ・閲覧や図書等の利用、おはなし会参加への誘導
- ◇ 岩江センター図書室・岩江文庫の利活用促進
 - ・閲覧や図書等の利用
- ◇ 巡回文庫及び団体貸出の活用
- ◇ 児童図書コーナーの充実
- ◇ 読み聞かせやおはなし会の実施
- ◇ 隣接する地区館図書室の活用

(4) 子どもや保護者が集う施設における取組み

保健センターや子育て支援センターなど子どもや保護者が多数集まる施設においては、各施設の特性を活かした読書活動の充実を図ります。

図書館と連携しながら、子ども向けの絵本や図書の充実を図り、子どもや保護者が読書活動に親しめる環境整備に努めます。

図書館職員やボランティアによるおはなし会などを行うことにより、訪れる子どもたちが図書に親しむきっかけになるよう努めます。

【具体的な取組み例】

- ◇ 出前おはなし会の活用
- ◇ 団体貸出による読書環境の整備
- ◇ 児童図書コーナーの設置や資料の展示
- ◇ 読書ボランティアの協力要請
- ◇ 各施設で公共図書館の行事などの紹介
- ◇ 各施設に新着本案内の配布

2 学校等における取組み

(1) 保育所・幼稚園における取組み

就学前の子どもたちが、おはなしを聞く楽しさを知り、物語への感動を体験することは、豊かな感受性を育て、想像力を養い、自然や社会に対する基礎的な認識を深めるためにも極めて重要なことです。家庭での読書体験はもとより、同年齢の友達と一緒に集団で体験する読書の喜びも大きいものです。

保育所、幼稚園においては、子どもたちが本に親しみ触れる機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現を図ります。

保育所・幼稚園において、子どもたち自らが絵本などに興味を示すことができ、触れて楽しめるような、工夫を施した絵本コーナーづくりに努めます。

また、子どもの読書活動を推進するため、職員の理解や意識の高揚を図るよう努めます。

保育所・幼稚園では図書館との連携を図り、保護者や子どもが見学する機会を設けるなど、家庭に子どもの本についての情報を伝えるよう努めます。

【具体的な取組み例】

- ◇ 保育・教育における絵本・紙芝居等の積極活用
- ◇ 所内・園内の絵本・児童図書コーナーの充実
 - ・巡回文庫や団体貸出の活用
 - ・おはなし会の開催
 - ・独自に児童図書の収集を図る
- ◇ 教諭・保育士の研修の充実
- ◇ 読書ボランティアの協力要請

(2) 小・中学校における取組み

学校における読書活動は、学習内容の理解を深めるとともに、子どもが自分自身を見つめ、生き方を考えながら、豊かな心を身に付けていく上で大きな役割を果たしています。

学校図書館は、学習を支援する場であるとともに、子どもの読書活動の場として、学校における中核的な役割を担うことから、子どもの「生きる力」を育む場でもあります。

学校においては、全校一斉の読書活動や調べ学習など、各学校での学校図書館の利用をはじめ、読書活動についての指導計画に基づいて具体的に展開・実践することにより、子どもが読書習慣を身に付けられるよう努めます。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応えられる魅力的な図書資料の整備・充実が重要であることから、学校図書資料の計画的な整備に努めます。

今後も、各学校の蔵書の整理を行い、自校の図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索が可能になるようネットワーク化を視野に入れた設備等の整備・充実に努めます。

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭（又は学校司書）が中心となり、教員、事務職員等が連携・協力して円滑な運営をし、それぞれの立場から、学校図書館の機能充実に努めます。

学校では、各教科、道徳、総合的な学習の時間等において、学校図書館や公共図書館を利用することにより、児童や生徒が図書に対する親しみを持つことにつながります。

また、学校図書館担当職員同士の交流を図ることにより、学校図書館のより一層効果的な運営につながるよう努めます。

【具体的な取組み例】

- ◇ 子どもの成長段階に応じた読書指導の充実
- ◇ 教科書と関連した読書指導計画の作成
- ◇ 朝の読書活動の充実
- ◇ 学校図書館を使った“調べ学習”の促進
- ◇ 学校図書館の図書資料の充実
- ◇ 町民図書館などとの連携強化
- ◇ 児童生徒の図書委員会の活動の充実
- ◇ 子どもたちが利用しやすく楽しい魅力的な学校図書館づくり
- ◇ 司書教諭や学校図書館司書の研修の充実
- ◇ 電算化による図書館資料の管理、検索・貸出・返却
- ◇ 各学校間の相互貸借の実施検討
- ◇ 親しみやすい学級文庫づくり
- ◇ 調べ学習など授業の中での公共図書館の活用

- ◇ 効果的な学校図書館運営のため、図書館担当職員同士の交流の推進
- ◇ 児童生徒や保護者に学校図書館や公共図書館・地区館図書室の見学機会を提供
- ◇ 地域と家庭と一体となった読書推進
 - ・家庭図書のリユース(無償交換)
- ◇ 子どもが相互におすすり本を紹介する場を提供

第5章 計画の推進体制

子どもの読書活動は、子ども読書活動推進計画（第二次）に基づき、町民図書館、児童生活センター、保育所、幼稚園、学校等でそれぞれに展開されていますが、町一体の活動にまでは至っていません。

本計画の推進にあたっては、「子どもは次代を担う町の宝」と位置づけて、家庭・地域・学校・関係行政機関・ボランティア等の関係者が、相互に連絡を取り合うことにより、一体となって取り組むことが重要です。

子どもたちが1日の大半を過ごす学校、保育所、幼稚園は読書活動を推進するための大切な場所と言えます。そのために、それら施設の関係者が読書活動の取り組み状況の発表と意見交換を行える場を設け、多くの取り組み状況を知る機会をつくることも有効な方法です。

子どもの人格を形成する上でも読書が大切であることを啓発することは、家庭での読書の推進につながります。子どもに関わる各施設では、機会があるごとに読書の大切さを子どもやその保護者に伝えることが大切です。

各施設はそれぞれに読書活動推進に努力しながら、相互に連絡を取り合うことにより協力体制を築き、健やかな子どもの成長のために積極的に読書活動推進に取り組んでいくよう努めます。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更についても準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三春町子ども読書活動推進計画（第三次）

発 行 三春町教育委員会

編 集 三春町民図書館

〒963-7759

福島県田村郡三春町字大町1 2 番地の1

電話 (0247) 62-3375

FAX (0247) 61-1026

発行日 令和2年3月